

# オフィス移転等情報の開示について

都市研究センター主任研究員

吉田 英一

## 1. はじめに

オフィスは、そこを利用して行われる事業活動はもちろん、そのオフィススペースを提供する不動産業、周辺の飲食店や物販の事業等広範な事業活動、交通体系、市街地の整備など都市のあり方に大きな影響を及ぼしている。

一方、このような企業のオフィスの新設・開設や移転等に関する情報（以下「オフィス移転等情報」という。）は、従来は、新聞や雑誌等に掲載されない限りは、関係者宛に送られた挨拶状で知るほかなく、外部から多くの企業のオフィス移転等情報を収集することは困難であった。このため、企業のオフィス移転等情報については、オフィビルというオフィスの供給面からの調査や需要者である企業に対するアンケート調査等にその多くを頼ってきた。

しかしながら、近年、情報技術の進歩や企業情報開示制度の整備に伴い、企業によるインターネットを通じた当該企業に関する情報の開示が進んできている。このような環境の変化を踏まえ、今般、インターネット上から企業のオフィス移転等情報を収集し、分析を行うこととした。

企業によって開示されたオフィス移転等情報からは、オフィスの新設・開設や移転等の状況のほか、企業のオフィスに関する

指向や企業文化を垣間見ることができる。

企業によるオフィス移転等情報の開示をめぐる環境は、未だ変化の過程にあり、今後も引き続き注視していく必要があると思われるが、本稿においては、企業情報の開示をめぐる近年の環境の変化とともに、今般の調査によって収集したオフィス移転等情報の事例を基に、主として、オフィス移転等情報の公表の外形から見た類型等について紹介することとする。

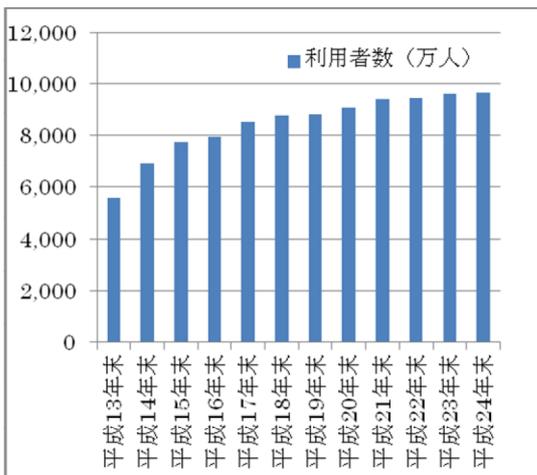
## 2. オフィス移転等情報の開示をめぐる環境の変化

### (1) 情報技術の進歩

近年のインターネットの普及は著しい。平成 15 (2003) 年の通信利用動向調査（総務省情報通信政策局）によると、同年 12 月時点ではインターネットを利用する人の数は対前年比 788 万人増の 7,730 万人、人口普及率は 60.6%（対前年比 6.1 ポイント増）であった。人口普及率が 60%を超えたのは、この年が最初とされている。

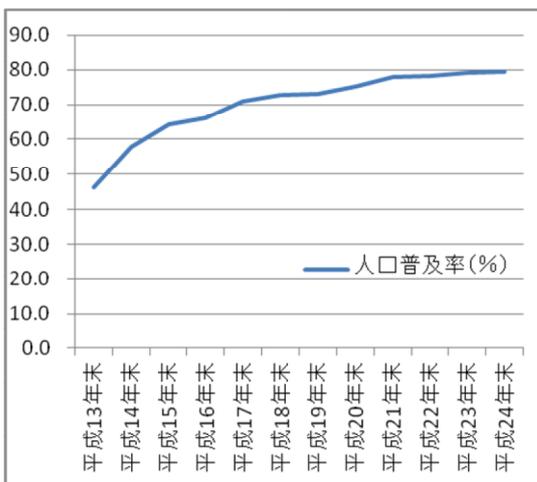
平成 24(2012)年の同調査によれば、インターネット利用者数及び人口普及率（個人）は、それぞれ、9,652 万人（前年に比べ 42 万人の増加）、79.5%となった（図表 1・2）。

**図表1 インターネット利用者数の推移**



※資料：平成24年通信利用動向調査の結果（概要）（総務省情報通信政策局）より作成

**図表2 インターネット人口普及率の推移**



※資料：平成24年通信利用動向調査の結果（概要）（総務省情報通信政策局）より作成

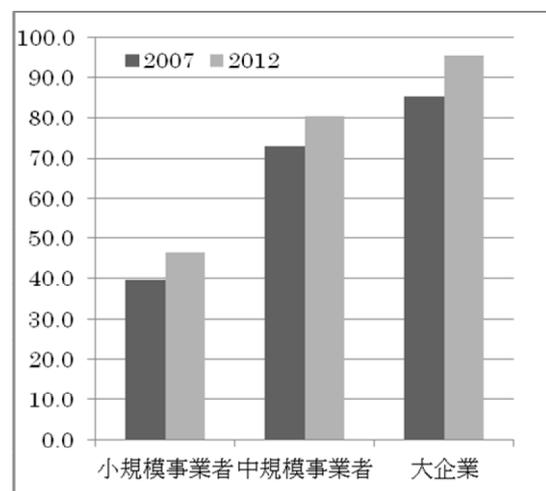
また、タブレット型の端末機器やスマートフォン等の新しい情報機器が普及するとともに、新しい情報サービスが出現し、情報技術は、その性能や利便性、価格等いずれの点においても大幅な進歩を見せ、その容易な活用が可能となっている。

このような情報技術の進歩に伴い、企業におけるインターネット等の活用も進んでいる。平成15（2003）年の通信利用動向

調査によると、従業者100名以上の企業のうちホームページを開設している企業は、78.4%、開設していない企業は21.6%（無回答0.3%）であったが、平成24（2012）年の同調査によれば、従業者100名以上の企業のうちホームページを開設している企業は、88.6%、開設していない企業は11.1%（無回答0.3%）となった。

小規模事業者を含む状況を見ても、自社ホームページを開設しているものの割合は、平成19（2007）年には小規模事業者39.6%、中規模事業者73.0%、大企業85.3%であったが、平成24（2012）年には、それぞれ、46.3%、80.4%、95.6%となり、自社ホームページを開設している企業の割合が増加してきている。（図表3）

**図表3 規模別の自社ホームページ開設の状況（2007年、2012年）**



※資料：平成25（2013）年版 中小企業白書（中小企業庁）（中小企業庁委託「ITの活用に関するアンケート調査」（2007年11月及び2012年11月 三菱UFJリサーチ&コンサルティング（株））より作成

※中小企業、又は中小企業・小規模事業者とは、中小企業基本法第2条第1項の規定に基づく「中小企業者」をいう。また、小規模事業者、又は小規模企業とは、同条第5項の規定に基づく「小規模企業者」をいう。さらに、中規模企業とは、「小規模企業者」以外の「中小企業者」をいう。なお、小規模企業者とは、常時雇用する従業員が、おおむね、卸売業・サービス業・小売業にあっては5人以下、これらの業種を除いた製造業・建設業・運輸業その他の業種にあっては20人以下のものをいう。

このように、インターネットを活用して企業が自社に関する情報を容易に広く開示することが可能な環境が整ってきたと言うことができる。

## (2) 企業情報開示制度の整備

近年、制度面においても、企業情報の開示が求められる場面が増加している。

企業情報の開示に関する制度としては、会社法（平成 17 年法律第 86 号）や金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）に基づき開示が直接義務付けられたもの、金融商品取引所から開示が要求されるもの及び企業が任意で自主的に開示するものがある。

### ①会社法

現行会社法は、平成 18（2006）年 5 月 1 日から施行されている。同法においては、旧商法に比べ、企業情報の開示が拡充された。

株式会社は、計算書類及び事業報告並びにこれらの附属明細書を作成し（会社法第 435 条第 2 項）、株主総会に報告しなければならない（同法第 438 条第 3 項、第 439 条）。

また、取締役会設置会社においては、取締役は、取締役会の承認を受けた計算書類や事業報告並びに連結計算書類を、定時株主総会の招集通知に際し株主に対し提供しなければならない（会社法第 437 条）。

この事業報告は、旧商法による営業報告書に相当するものであり、事業報告で新しく開示されることとなった事項としては、業務の適正を確保するために必要な体制の整備に関する取締役会の決定等の内容の概

要、企業買収に係る買収防衛策、社外役員に関する開示等がある。

事業報告の内容については、会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 編第 5 章第 2 節に定められており、その開示事項は、次のとおりである（会社法施行規則第 118 条第 1 項）。

ア) 株式会社の状況に関する重要な事項

イ) 取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備についての決定又は決議があるときは、その決定又は決議の内容の概要

※「法務省令で定める体制」とは、取締役等の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制、損失の危険の管理に関する規程その他の体制、取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、当該株式会社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制等である（会社法第 348 条第 3 項第 4 号・第 362 条第 4 項第 6 号・第 416 条第 1 項第 1 号ホ、会社法施行規則第 98 条・第 100 条・第 112 条第 2 項）。

ウ) 株式会社が当該株式会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めているときは、その基本方針の内容の概要等

また、当該株式会社が公開会社である場合には、上記の事業報告の内容には「その株式会社の現況に関する事項」等を含めな

ければならず(会社法施行規則第 119 条)、その「株式会社の現況に関する事項」とは当該事業年度の末日における主要な事業内容や当該事業年度の末日における主要な営業所及び工場並びに使用人の状況等と定められている(会社法施行規則第 120 条)。

なお、一般社団法人日本経済団体連合会から「会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の各種書類のひな型(改訂版)」(2012 年 1 月 11 日 社団法人日本経済団体連合会 経済法規委員会企画部会)が公表されており(日本経済団体連合会ホームページ

<http://www.keidanren.or.jp/policy/hinagata.html>)、上記の「主要な営業所及び工場」に関し「事業報告作成会社の状況について記載する場合」における記載方法の説明として、「主要な営業所及び工場の名称及びその所在地を記載する。所在地の記載は都道府県名又は都市名までとすることが考えられる。したがって、営業所、工場名に所在地を示す都道府県名又は都市名が付される場合には、所在地を記載する必要はない。状況としては、事業報告の対象となる事業年度の末日現在のものを記載する。〔記載例〕①営業所：大阪、名古屋、九州(福岡)、札幌、中国(広島)、仙台、四国支店(高松)、②工場：大阪、粟津、川崎、小山」とされている。

実際の事業報告の記載例としては、

「事業所

本社(本店)：〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目  
〇番〇号)

工場：△△工場(△△県)

営業所：□□支店(□□県)

▽▽営業所(▽▽県)」

としているものや、本社(本店)についても所在地を都道府県単位までとしたもの、本社等の移転の事実を付記したもの等が見受けられる。

オフィス移転等情報については、この事例のように「主要な営業所の状況」等として事業報告に反映されるものもあるが、個々のオフィス移転等情報すべてを事業報告に掲載することが義務付けられているものではないと考えられ、実際にもそのような運用はなされていない。

## ②金融商品取引法

金融商品取引法は、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成 18 年法律第 65 号)及び「証券取引法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」(平成 18 年法律第 66 号)により証券取引法が改正され、金融先物取引法(昭和 63 年法律第 77 号)等が統合されてできた法律で、企業内容等の開示制度の整備や金融商品取引所の適切な運営の確保等により、有価証券の発行及び金融商品等の取引等を公正にし、有価証券の流通を円滑にするほか、資本市場の機能の十全な発揮による金融商品等の公正な価格形成等を図ることを目的としている(同法第 1 条)。

同法に基づく企業内容等の開示制度としては、有価証券の募集又は売出しに際しての開示に関するものと有価証券発行会社による継続的な開示に関するものがある。

ア) 有価証券の発行に際しての開示

一定の有価証券の募集又は売出しをしようとする発行者である会社は、有価証券届出書を内閣総理大臣に提出しなければならない(同法第 5 条)。この有価証券届出書の

記載事項等については、企業内容等の開示に関する内閣府令により様式が定められている（同内閣府令第8条等）。

イ) 有価証券発行会社による継続的な開示

金融商品取引所に上場されている有価証券等一定の有価証券の発行者である会社は、原則として事業年度ごとに、有価証券報告書を内閣総理大臣に提出しなければならない（同法第24条）。この有価証券報告書の記載事項等については、企業内容等の開示に関する内閣府令（昭和48年大蔵省令第5号）により様式が定められている（同内閣府令第15条等）。

また、有価証券報告書を提出しなければならない会社は、四半期報告書又は半期報告書を提出しなければならず、外国において有価証券の募集又は売出しが行われるときは臨時報告書を提出しなければならない（同法第24条の4の7、第24条の5）。

なお、提出された有価証券報告書等は、公衆の縦覧に供される（同法第25条）。

これら有価証券届出書や有価証券報告書等の記載事項は、公益又は投資者保護のため必要かつ適当なものが定められており、オフィス移転等情報は直接には含まれていない。

### ③金融商品取引所の適時開示制度

金融商品取引所の適時開示制度は、「金融商品取引所の規則により、重要な会社情報を上場会社から投資者に提供するために設けられているものであり、投資者に対して、報道機関等を通じてあるいは直接に、広く、かつ、タイムリーに伝達するという特徴があります」（東京証券取引所ホームページ <http://www.tse.or.jp/rules/td/outline.html>

）とされている。

金融商品取引法においては、金融商品取引所は、同法及び定款その他の規則に従い、取引所金融商品市場（金融商品取引所の開設する金融商品市場をいう。）における有価証券の売買及び市場デリバティブ取引を公正にし、並びに投資者を保護するため、自主規制業務を適切に行わなければならないと定めており（同法第84条第1項）、この「自主規制業務」とは、金融商品取引所について行う次に掲げる業務をいう（同条第2項）。

ア) 金融商品等の上場及び上場廃止に関する一定の業務

イ) 会員等の法令、法令に基づく行政官庁の処分若しくは定款その他の規則又は取引の信義則の遵守の状況の調査

ウ) その他取引所金融商品市場における取引の公正を確保するために必要な業務として内閣府令で定めるもの

※「内閣府令で定めるもの」とは、会員等が行う取引所金融商品市場における有価証券の売買又は市場デリバティブ取引の内容の審査のうち一定のもの、会員等の資格の審査、会員等に対する処分その他の措置に関する業務、上場する有価証券の発行者が行う当該発行者に係る情報の開示又は提供に関する審査及び上場する有価証券の発行者に対する処分その他の措置に関する業務等である（金融商品取引所等に関する内閣府令（平成19年内閣府令第54号）第7条）。

金融商品取引所は、この「上場する有価証券の発行者が行う当該発行者に係る情報の開示又は提供に関する審査及び上場する有価証券の発行者に対する処分その他の措

置に関する業務」として、上場する有価証券の発行者に会社情報の開示を求め、その審査等を行っている。

東京証券取引所が定めている「有価証券上場規程」においては、上場会社は、その上場会社の業務執行を決定する機関が株式の募集等や、その他当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものの決定をした場合及び災害に起因する損害又は業務遂行の過程で生じた損害その他当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実が発生した場合は、直ちにその内容を開示しなければならず、また、これらの会社情報の開示は TDnet (Timely Disclosure network : 東京証券取引所の適時開示情報伝達システムをいう。) を利用して行うものとされている。

また、適時開示義務の実効性を確保するため、開示義務に違反した場合には、注意喚起が行われ、また、この規程に基づき、改善報告書の提出が求められたり、開示注意銘柄として指定されたり、重大な違反の場合には、上場廃止というような措置が講じられる。

オフィス移転等情報については、一律に上記の「当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事項であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすものの決定をした場合」又は「当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場株券等に関する重要な事実であって投資者の投資判断に著しい影響を及ぼす事実が発生した場合」に該当するとは考え

られないが、これらに該当するものとして適時開示が行われた例も見受けられる。

#### ④投資家向け広報等

各会社は、投資家向け広報等 (IR : Investor Relations) として、自らの判断で投資家向けに必要な又は有用と判断した情報を自発的に開示する場合がある。

また、企業は、投資家向けに限らず、「お知らせ」、「ご案内」、「インフォメーション」、「ニュースリリース」、「トピックス」等の題名の下で、顧客、取引先等向けに自発的に自らの企業情報を開示し、広報を行っている。

このような広報活動は、企業におけるホームページの開設が進むに伴い、当該ホームページを用いて低廉なコストで簡便に行うことができるようになり、活発化し、また内容も充実したものとなってきているように思われる。

オフィス移転等情報の開示は、IR 情報又はその他の情報の開示の一環として行われているものが多く見受けられる。

### 3. オフィス移転等情報開示状況調査

上記のような企業情報の開示をめぐる環境の変化に伴い、インターネット上で得られるオフィス移転等情報が増加しているのではないかとの仮定に基づき、2013年7月から、検索エンジンを用いて「事務所 (営業所、事業所、オフィス) 移転 (新設、開設) かつ「お知らせ」又は「本社」かつ「移転」として検索し、該当した事業者自らがインターネットを利用して公表している情報から 2007年4月以降のオフィス移転等

情報を収集した。

したがって、事業者自らは一般に公表していないが、報道機関によるニュースとしてインターネット上に掲載されたようなものは対象外となっている。

なお、物販店舗や工場、自宅兼用の事務所については、オフィス利用を把握するという今回の目的に照らし、それと判別可能なものも収集の対象外とした。

ここでは、2013年11月末までに収集したオフィス移転等情報について紹介する。

### (1) オフィス移転等情報の類型

今回調査により収集したオフィス移転等情報は、その外形から見て、次の4類型に分類することができる。

ア) 移転等の事実のみを告知したもの(短冊型)

イ) 挨拶状を掲載したもの(挨拶状型)

ウ) 適時開示情報を掲載したもの(適時開示型)

エ) 詳細な説明を加えたもの(広報資料型)

以下では、各類型ごとに、その特徴等について説明する。

①移転等の事実のみを告知したもの(短冊型)について

極めて簡潔にオフィスの新設・開設や移転等の事実を告知したものであり、その簡潔さから、連絡先のみを記載した短冊に類似しているように思われる。件数としては、最も多く見られた。

この類型に該当する典型的なものは、次のとおりである(類型1)。

### 類型1 短冊型

〇〇事務所移転のお知らせ  △△年△月△日 この度、(…のため、) 〇〇事務所を〇〇 県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号〇〇 ビル〇階に移転致しました。
---

簡潔とは言え、これを基本に、新設・開設や移転等の理由や新設・開設や移転等の年月日を加えたものもあった。

なお、企業のホームページの中には、当該企業の沿革を記した部分の年表にオフィスの新設・開設や移転等の事実のみを記載し、それとは別個のお知らせ等を掲載していないものがあった。

この企業の沿革における記載には、事実のみを告知した短冊型の情報開示と、情報量としては、ほぼ同等なものもあったが、お知らせ等としての掲載との掲載目的の違いを踏まえ、今回のオフィス移転等情報開示状況調査の対象からは除外している。

②挨拶状を掲載したもの(挨拶状型)について

インターネット登場以前からオフィスの新設・開設や移転等に際して取引先等に郵送してきたと思われる挨拶状をそのまま掲載したものである。この類型に該当する典型的なものを示すと、次のとおりである(類型2)。

### 類型2 挨拶状型

〇〇事務所移転のお知らせ 拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申
---

申し上げます。

平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さてこの度、〇〇事務所は△△年△月△日をもちまして、下記へ移転する運びとなりました。

これもひとえに、皆様方のご支援、ご協力の賜物と深く感謝申し上げます。

これを機に、社員一同一層精進してまいる所存でございますので、今後とも何卒倍旧のご支援、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

敬具

記

名称：〇〇事務所  
 所在地：〒□□□-□□  
 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号  
 〇〇ビル〇階  
 電話番号：△△-△△△-△△△△  
 FAX 番号：△△-△△△-△△△△  
 業務開始日：▽▽年▽月▽日

類型1の短冊型に比べれば、時候の挨拶や日頃のお礼、今後のお願い等があり、丁寧ではあるが、特に当該企業と密接な関係を有していない者から見れば、情報量としてはそれほど多くはない。強い取引関係がある等の密接な関係にある者向けのものと感じられる。

上記の挨拶状の形式を基本としているものの、これに新設・開設や移転等の理由を加えたものもあった。

③適時開示情報を掲載したもの（適時開示型）について

前述した金融商品取引所の適時開示制度

に基づく適時開示情報として公表したオフィス移転等情報を掲載したものである（類型3）。

**類型3 適時開示型**

…  
△△年△月△日  
〇〇株式会社  
…

〇〇事務所の開設に関するお知らせ  
 この度、当社は、下記のとおり〇〇事務所を開設することとしましたので、お知らせします。

記

- ・名称  
〇〇株式会社〇〇事務所
- ・所在地  
〒□□□-□□ 〇〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号〇〇ビル〇階
- ・連絡先  
電話：△△-△△△-△△△△  
FAX：△△-△△△-△△△△
- ・開設予定日  
▽▽年▽月▽日
- ・開設の理由  
…
- ・業績に与える影響  
…

適時開示情報を基にしているため、記載順等にいくつかのパターンはあるが、記載事項は、おおむねそろっている。

その内容に関する特徴としては、「オフィスの新設・開設や移転等の理由」や、特に投資家にとって関心が高いと思われる「業績に与える影響」が記載されていることが

挙げられる。

この「業績に与える影響」としては、当該オフィスの新設・開設や移転等の業績に与える影響は軽微であり、これによる業績予想数値の変更はないとしているものがほとんどである。

なお、このタイプのオフィス移転等情報には、取締役会における決議等があった際その旨の開示情報と具体的な移転日等が決定した際の開示情報とがある。

#### ④詳細な説明を加えたもの（広報資料型）について

オフィスの新設・開設や移転等に関し、その事実を明らかにしつつ、その目的や理由、新しいオフィスに備えられた設備や機能等に関して詳細な説明を加えたものである。

件数としては、他の3類型に比べて少なく、体裁も多様であるが、一例として、その骨子を類型4として掲げておく。

#### 類型4 広報資料型

〇〇事務所の移転オープンについて

△△年△月△日

この度、〇〇事務所を下記の通り移転オープンいたしますので、お知らせします。

〇〇事務所は、これまで…に取り組んでおりました（旧事務所での取組の説明）。  
新事務所は、…（新事務所の説明）。

この度の新事務所の移転オープンにより、…（今後の方針）。

記

##### 1. 名称

〇〇株式会社〇〇事務所

##### 2. 営業開始日

▽▽年▽月▽日

##### 3. 所在地

〒□□□-□□ □〇県〇〇市〇〇町〇丁目〇番地〇号〇〇ビル〇階

##### 3. 連絡先

電話：△△-△△△△-△△△△

FAX：△△-△△△△-△△△△

##### 4. その他

事務所の概要

また、写真や絵を利用したものや当該オフィスまでのアクセスについても記載したものが多く。

決まった様式もないことから、各企業の特色や違いがよく現れることとなる。

また、この類型は、写真や絵を容易に表示することができ、また、分量が多少増加しても開示コストの大幅な増加につながらないという点においても、インターネットの利用という情報開示の方法の特徴を活用したものと感じられる。

#### (2) 新しいオフィスに備えられた設備や機能等

オフィス移転等情報において、新しいオフィスに備えられた設備や機能等として記載されたものとしては、次のようなものがあつた（順不同）。

##### ア) 立地に関する事項

- ・良好なアクセス（交通至便、駅直結、駅至近、インターチェンジ近辺等）
- ・良好な周辺環境（便利な繁華街、閑静な住宅街等）

##### イ) 安全に関する事項

- ・水害、液状化など災害リスクの少ない強固な地盤
- ・高い耐震性能（免震装置、制振構造等）
- ・高い業務継続性（非常用発電機、雑用水用受水槽、災害時用汚水貯留槽、災害備蓄倉庫、自家用給油設備等）
- ・高いセキュリティ（入退室管理、監視カメラ、24時間機械警備、手の甲静脈認証その他の生体認証、共連れ防止ゲート等）

#### ウ) 環境への配慮に関する事項

- ・環境に配慮した建築設備（太陽光発電用パネル、エネルギーモニター、空調機用省エネ制御装置、省エネ高効率照明、遮熱低放射複層ガラス、外気冷房、換気スリットによる自然換気、建物内部に太陽光を取り込むための太陽光自動追尾装置、地中熱ヒートポンプ、水蓄熱による空調設備等）
- ・緑化等（高木緑化、壁面緑化、屋上庭園、再生木材の使用、保水性ブロック、保水性塗装等）

#### エ) 執務環境に関する事項

- ・オフィスからの良好な眺望
- ・良好な採光性
- ・ユニバーサルデザイン
- ・多くの区画における防火シャッター採用により可能となった自由なレイアウト

#### オ) 施設等に関する事項

- ・ラボルーム
- ・プレゼンテーションルーム
- ・セミナールーム
- ・ショールーム
- ・イベントスペース
- ・体験実演コーナー
- ・プライバシーに配慮した相談ブース
- ・広い応接スペース

- ・テレビ会議システム
- ・専用エレベータ
- ・全体面積及び一台当たり面積ともに広い駐車場

#### カ) 周辺地域との調和に関する事項

- ・景観に配慮した外観（外壁の色、外構部の緑化等）
- ・津波が発生または発生する恐れがある場合の周辺住民等の一時避難場所としての使用

これらの設備や機能等は、現在、需要者である企業が、より優れたオフィスであることを広く外部に訴える上で有効と認識しているものと言うことができる。

今後、これらの設備や機能等は一般化していくであろうし、また、より新しい設備や機能等が出現することとなると思われる。

## 5. おわりに

前述したように、近年、企業情報の積極的な開示が進みつつある。

しかしながら、インターネットを利用して開示されたオフィス移転等情報には、短冊型や挨拶状型のものが多く、また、オフィスの新設・開設や移転等の理由を具体的に挙げたものは少ない。

特に短冊型や挨拶状型のものについては、過去の前例とおおむね同様のものとなっており、また、挨拶状型のものは密接な関連を有している取引先あての挨拶状をそのまま一般消費者向けにインターネットで広く公開しているようなものと感じられる。

オフィスの新設・開設や移転等については、企業にとっても重大事であり、その目的を明らかにし、戦略的に行う必要がある

とされている。各企業におかれても重要視して、大きなエネルギーを注いでおられることと思う。それだけに、せつかくの戦略を受けて行ったオフィスの新設・開設や移転等に関する情報をどう開示すべきかについては、一層の検討が必要ではないかと思われる。

また、オフィスを供給する側である不動産関係企業にとっても、需要者である企業によるオフィス移転等情報の開示は、移転等の元のオフィスについてはその欠点ゆえではないことを理解してもらい、また、移転等の先のオフィスについてはユーザーから当該オフィスを肯定的に評価し、対外的に公表してもらえる機会であると思われる。

不動産関係企業におかれても、このような機会を一層活用することについて検討することが必要ではないかと感じられた。

今後の企業のオフィス等移転情報の開示の一層の充実を期待したい。

なお、オフィスの新設・開設や移転等が行われた地域や理由等の分析を含む今回のオフィス移転等情報開示状況調査の結果については、次号のアーバンスタディにおいて紹介する予定である。

<参考文献>

- ・総務省情報通信政策局 通信利用動向調査  
(総務省ホームページ  
<http://www.soumu.go.jp/johotsusintokei/statistics/statistics05.html>)
- ・中小企業庁 中小企業白書  
(中小企業庁ホームページ  
<http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/index.html>)
- ・社団法人日本経済団体連合会経済法規委員会企画部会  
会社法施行規則及び会社計算規則による株式会社の  
各種書類のひな型(改訂版)(2012年1月11日)  
(一般社団法人日本経済団体連合会ホームページ  
<http://www.keidanren.or.jp/policy/hinagata.html>)
- ・東京証券取引所 会社情報の適時開示制度 適時開示  
制度の概要(東京証券取引所ホームページ  
<http://www.tse.or.jp/rules/td/outline.html>)